

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相生市	鶴亀地区(鶴亀集落)	令和3年3月1日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

区 分	面 積 (ha)	割 合
地区内の耕地面積	1.28 ha	
①人・農地プランの耕地面積	1.28 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1.20 ha	93.4 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	0.20 ha	15.5 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.00 ha	77.9 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.64 ha	50.1 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.36 ha	27.8 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.08 ha	6.6 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地の介在農地は除き、多面的活動の区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果では、70歳以上の所有者は1haの農地(区域面積の78%)を有し、区域面積の半分が後継者がいないもしくは未定の農地となっており、将来にわたり地域の農地を守れるか不安がある。 ・現在は個々の農業者が区域内の農地を耕作しているが、中心となる経営体が存在していない。耕作できなくなった場合、あるいは離農した場合にどのようにするか地域全体で考える必要がある。 ・耕作者が主体となっている水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするか検討する必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現状では農地の保全はできているが、中心となる経営体はいない。地区として農地をどのようにしていくか意見集約できるまで所有者等による耕作を継続しつつ、地区内外を問わず中心となる経営体を募るなどの取組を検討する。 ・将来的に中心となる経営体が参入する場合は、土地利用型農業で水稻、大豆、高収益作物等を中心とした作付けを行うよう協議を進める。 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地については、集落、担い手で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。 ・当面の間は農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、多面的活動等の事業を活用しながら共同で行うように努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、1筆357㎡となっている。
地区内で定期的な話し合いを行い耕作が出来なくなった農地の保全方法を全体で検討する。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができること勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて集落全体で検討していく。

また、当面は耕作を希望する所有者にあつては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で検討を進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針

担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。

●非農家世帯の家庭菜園の推進

当地区には住宅周辺に家庭菜園に適した農地が多くあるので活用するとともに、地区内の農地保全に理解を求めていくことで農業推進を図っていく。